

(仮称) 葛飾区公文書等管理条例 (案) (抜粋)

第 6 回 修正案	第 7 回 修正案	修正の考え方
(他の法令との関係) 第 3 条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は条例（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。 (公文書の整理) 第 5 条 略 2 略 3 略 4 略 5 略 6 区長以外の実施機関は、公文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、第 9 条第 4 項に規定する選別基準にのっとり歴史的公文書に該当するものにあつては区長への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。	(他の法令との関係) 第 3 条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は<u>他の</u>条例（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。 (公文書の整理) 第 5 条 略 2 略 3 略 4 略 5 略 6 区長以外の実施機関は、公文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、第 9 条第 4 項に規定する選別基準にのっとり、<u>歴史的公文書に該当するものにあつては区長への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</u>	<u>波線</u> = 6 回準備委員会とパブコメ資料の違い、<u>二重線</u> = パブコメ後修正

(保存) 第6条 略 2 前項の場合において、実施機関は、公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。 3 略 4 略 (公文書ファイル等管理簿) 第7条 略 2 略 3 区長は、前項の規定による公表に資するため、他の実施機関からの依頼を受けて、公文書ファイル等管理簿を公表することができる。 (保存期間が満了した公文書ファイル等の取扱い) 第8条 略 2 略 3 略 4 区長以外の実施機関は、第2項の規定により区長に移管をする公文書ファイル等について、次に掲げる情報が含まれているものとして公開	(保存) 第6条 略 2 前項の場合において、実施機関は、<u>当該</u>公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。 3 略 4 略 (公文書ファイル等管理簿) 第7条 略 2 略 3 区長は、前項の規定による公表に資するため、他の実施機関からの依頼を受けて、<u>当該実施機関の</u>公文書ファイル等管理簿を公表することができる。 (保存期間が満了した公文書ファイル等の取扱い) 第8条 略 2 略 3 略 4 区長以外の実施機関は、第2項の規定により区長に移管する公文書ファイル等について、次に掲げる情報が含まれているものとして公開の	公文書管理法6条2項や条例5条3項に合わせた。
---	--	--------------------------------

の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。 5 略 6 区長は、前項の廃棄をしようとするときは、あらかじめ、当該廃棄が適当であるか確認しなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、この限りでない。 7 区長以外の実施機関は、第5項の廃棄をしようとするときは、あらかじめ、区長に協議しなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、この限りでない。 8 略 (出資等法人の文書の管理) 第11条 略 2 区長は、出資等法人が前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。 3 略 (組織等) 第16条 委員会は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者その他必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内をもって組	制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。 5 略 6 区長は、前項の廃棄をしようとするときは、あらかじめ、当該廃棄が適当であるか確認しなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された公文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、この限りでない。 7 区長以外の実施機関は、第5項の廃棄をしようとするときは、あらかじめ、区長に協議しなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された公文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、この限りでない。 8 略 (出資等法人の文書の管理) 第11条 略 2 区長は、出資等法人が前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。 3 略 (組織等) 第16条 委員会は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内をもつ	
--	---	--

織する。 2 略 3 略 4 略 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定並びに次項及び付則第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 (準備行為) 2 略 (経過措置) 3 略 4 略 (葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部改正) 5 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。	て組織する。 2 略 3 略 4 略 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定並びに次項及び付則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。 (準備行為) 2 略 (経過措置) 3 略 4 略 (葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部改正) 5 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。	⑥（＝第6回準備委員会での質問等。以下同じ。）：「次項及び付則第5項」という文言について、「付則第2項及び第5項」又は「次項及び第5項」でよいのではないか。 →次の項を指すときは、「次項」を使用する。また、他の例規では、「第5項」の前に「付則」をつけている。 ⑥：「出頭」という文言を17条では使用していないが、「出頭」でよいのか。 →「出頭」でよい。
---	---	--

第2条に次の1号を加える。 (9) 葛飾区公文書等管理条例(令和7年葛飾区条例第●号)第17条の規定により出頭する者	第2条に次の1号を加える。 (9) 葛飾区公文書等管理条例(令和7年葛飾区条例第●号)第17条の規定により出頭する者	6回準備委員会資料=(9)、パブコメ資料=(1)、パブコメ後=(9)
---	---	------------------------------------